

海外文献紹介

刑罰より福祉へ刑執行の改善

(西ドイツ)



近年、ドイツでは刑務所の刑の執行を改善する問題がやかましく討議されている。連邦議会がすでにこれを取り上げているがその以前に各県の法務省はいろいろな改革の試みを実施してきた。ハンノーバーでは受刑者の労働は半日だけで、あの半日は社会復帰のためのプログラムに参加するようになっている。その他の都市でも義務教育未完了者に対して義務教育を完了させたり、夜間の成人学級をつくったり、ボッフム市で行なっているような冶金工や溶接工の職業訓練を行なうなどの試みを実施している。また受刑者と社会の接触をさせるために、ある限られた受刑者にたいして、日中は刑務所外の職場の作業に従事し、夜間だけ戻ってくるという方法をあ

てはめているところもある。シュトゥットガルト近郊の刑務所はドイツではじめての「社会治療部」が設けられた。そこでは人格障害、性格障害をもつ30人の受刑者の治療に3人の精神科医と4人の心理判定員があたっている。

法律による規定も必要である

刑の執行をより人間的にかえてゆこうという個別的な努力も必要であるが、それと平行して同じことを法律で規定しようという動きも活潑である。若手の18人の刑法の専門家は1962年の刑法の定める刑罰の目的があいまいであるとしてその点に関して次のように改めるよう提案している。「刑罰とそれを規定する法

律が目指す目的は、合法的財産を保護することと、犯罪者を再び法治社会に適応させてゆくことである。ゆえに刑の執行は受刑者の責任感の強さに応じて考慮されなければならない。受刑者と社会の接触はこの刑罰の目的に適するかぎり促進されなければならない。」

刑の執行を改善する運動は長い歴史をもっている

拘留とそれに附隨する不自由を、彼らの犯罪にたいする報復と考えることに反撥してより人間的な刑の執行を考えて主張してきた例はかなり古くから存在している。

1595年アムステルダムに設立された刑務所が刑罰を教育的な観点から考えていたという事実に刺激され、ブレーメン、リュベック、ハンブルク、カッセルの刑務所は同じ目的でスタートした。しかし最初の水準は30年戦争による経済的、文化的危機の結果その後いちじるしく低下した。刑の執行を人間的にするという歩みの中で H. ワーゲニッツの名を忘れることがない。彼は1791年ハレ市（現在東独に属す）で「ドイツの主要刑務所の歴

史的回顧と意見」という本を著した。彼の主張は受刑者的人権が尊重されること、刑期が終了した受刑者が社会に役立つものとなること、及びそれにより国家の安全が促進されることであった。この主張は1804年のプロイセンの「新刑事裁判法の制定と刑務所、拘置所の改善に関する草案」にそのまま生かされた。当時の気運ではこのような草案が法律化する見込みが十分あった。しかし残念なことにナポレオン戦争のためその実現の機会は失われた。その後の150年間も改革と改善の努力は続いていたが、めざましい発展は見られなかった。19世紀には新教の神学者 T. フリードナー（ラインラント、ウエストファーレン地方の刑務所協会の創設者）と J. ウィツヘルン（ハンブルクの教育矯正施設「ラウエス・ハウス」の設立者）の貢献が大きい。20世紀になると B. フロイデンタールが1911年ドイツで最初の少年刑務所をモーゼル近郊に創立している。さらに当時の法務大臣 G. ラードブルフは1927年進歩的なワイマール帝国刑務所法の提唱を議会で行なった。ワイマール時代のこのような努力と熱意は、専門家の不足と1929年

の恐慌のために十分成果を上げることはできなかった。ナチの時代にはふたたび報復と懲戒の思想が復活した。

刑務委員会の提案

1967年、当時の法務大臣 G. ハイネマンは刑務委員会を組織し、近代的刑の執行の原則の協議を委托した。この基本案はすでにドイツ連邦議会に提案されていて、1971年には実施の見通しである。その中心的考え方は次のようなものである。

- + 刑罰の本質はすなわち自由の剥奪に他ならない。受刑者はこの自由の剥奪と不可分の制約のみを受けるべきである。
- + その範囲で受刑者はできるかぎり正常な生活を営むべきである。
- + 自由拘束の目的はあくまで受刑者の社会復帰である。

現行の制度下で受刑者にたいして、「恩典」として与えられているものは今後なくなるであろう。つまり、新聞や雑誌の購読、本や親族の写真の所持、画材、ゲーム用品、便せん、飲食物の購入は原則として許可されるで

あろう。重要なことは受刑者と社会との交渉に関してであり、ただ寛大に許すというに止まらず、将来の社会復帰のために必要であれば奨励されることになるであろう。受刑者が裁判所、法務局、ヨーロッパ人権擁護委員会と連絡しようとするのを妨げてはならない。受刑者は常に弁護士と口頭による連絡を保つことができる。訪問についての制限は大巾に緩和されることになる。郵便も特別の理由のある場合を除き制限されない。

刑務委員会は受刑者の社会復帰を促進させるために各種の継続職業訓練制度の実施を提案している。労働時間の範囲内で行われる職業訓練には受刑者は必ず参加しなければならない。一般教養のコースには自由に選択して参加することができる。余暇活動としてのグループ討論、ゲーム、スポーツ、交通規則の勉強なども設けられる。

受刑者の法的身分もはっきりと定義された。つまり、原則的に彼らは自由な市民と等しい権利を有する。その基本的人権に制限が加えられるのは、どうしても必要な場合で、しかも憲法の定める自由権の制限に関する条

文の範囲内にある場合である。その条文は憲法第2条、個人の自由は侵害されてはならない。この権利はただ法律的根拠のある場合にかぎり制限される。受刑者は刑務所入所の際に彼の権利と義務をはっきり教えられるべきである。刑務委員会の示す懲戒処罰規則に関する提案によれば、通常の禁固の期間は二週間に留める。ただし逃亡、自殺、暴力等のおそれのあるものには特別な安全規則を設けるということである。

職業訓練に力を入れる

変革の中でもっとも重要なものは受刑者の労働に関してである。従来受刑者が従事していた仕事は、彼らが社会に戻ってからはあまり役立たないような仕事であった。また受刑者には賃金が支払われずに、「褒美」というかたちで1日2マルク(180円)の範囲内の金銭が支払われてきた。

受刑者労働に対する賃金の支払いについての要求は1895年パリで開かれた刑務所会議でも、1955年ジュネーブと1960年ロンドンで開かれた犯罪防止に関する国連会議でも等しく

取り上げられている。先に述べた刑法の専門家たちの提案も次のように述べている。「受刑者はすべて自分の能力に応じた仕事に従事し、自由になってから生計を得るために役立つような労働に就く権利をもつ。健康な受刑者はこの意味で与えられる仕事を完成させる義務がある。仕事に対する賃金は正当に支払われなければならない」これらの要求と提案にもとづいて刑務委員会は受刑者の労働のあり方を定めようとしている。そのためにはまず、できるだけ多くの種類の仕事を見つけなければならない。また刑務所内でできる仕事と刑務所外で従事しなければならない二種の仕事場が考えられねばならない。受刑者の労働賃金について刑務委員会の提案は、受刑者の労働賃金は一般労働市場の相場の75%をこえてはならない。業績の良いものにはプレミアが支払われ、業績の悪いものは最低賃金の減額が行なわれる。受刑者が企業側と私的な契約を結んだ場合には賃金は全額本人に支払われる。等である。

受刑者は家族を扶養すべきである

このような賃金の支払い方法は、刑の執行を信頼したうえではじめて行ない得るものであり、県の財政上の負担がより大きくなることも覚悟しなければならない。一方、市町村の財政は楽になる。なぜならば、受刑者自らが家族を扶養することになるからである。このことは二つの点からみてとくに意味深い。まず家族はもう扶養者の服役による犠牲者になる必要はない。受刑者にとって教育的に価値あると思われることは、自分が家族を扶養しているということによって自尊心、責任感が高められることである。物理的別離の中でも彼と家族の間の絆は結ばれている。実際受刑者の手元に残る現金はごくわずかである。税金と保険料を納め、刑務所の生活費を自ら支払わなければならない。自由になるために預金もしなければならない。負債があれば弁済し、損害に対して賠償せねばならない等である。新しい規則の中でとくに重要な点は今後は服役中の期間を社会保障の掛金の中斷の期間としてみなさないということである。つまりこれからは長月日にわたる刑務所生活のためにごく少額の年金しか受けられな

いというような「後にまでひびく罰」はなくなる。

犯罪者の社会復帰のためには多くの人の協力が必要である

近代的な刑の執行を考える時に解決されなければならない問題はまだまだ残されている。もっとも深刻な問題はどうやって適當な刑務担当の官吏を採用し、養成しようかということである。心理学や精神治療のための専門官の協力も必要である。1973年までにドイツ国内の全県に「社会治療院」がつくられる予定である。そこでは、性格異常者や衝動的犯罪者が精神分析や精神療法などの治療を受けて、その破壊的で反社会的な傾向を矯正しようとするものである。

次の問題は刑期を終えた受刑者をどのように市民社会の生活に適応させるかということである。刑務所で長い年月を過せば過すほど、社会復帰への不安は大きい。生活のリズムの変化、社会の冷たい目、中断されてしまったかつての人間関係等、しかしながらよりも大きい現実的な問題は家をさがし、職をさが

すことである。厳しい現実に直面し彼らはしばしば勇気を失い、また昔の危い道に足をつっこみ、との仲間のところに舞い戻ってしまうことにもなりやすい。この問題に対して、ただ民間の福祉団体だけでなく一般の市民がイニシアティブをとって刑期を果したものの社会復帰を援助しようという運動がおこってきている。ニュールンベルクでは一市民の呼びかけにより「刑期終了者のための協力機関」が結成された。その会のメンバーには法律の専門家、労働行政の専門家、産業界の代表者、各民間社会福祉団体の代表者らがおり、仕事は刑務所から出てきたものに住居や仕事をあっせんしたり相談に応じたりすることである。ミュンヘンにも刑期満了者の保護センターが新設され、開設後まだ日も浅いのにすでに300人の職業あっせんを行なった。多くの都市で、受刑者の服役中に適切な指導を与え、釈放後ただちに秩序ある生活に復帰できるようにせよという市民運動がおこっている。

犯罪者は多くの場合ただ気の弱い人々である

受刑者は一般的にはどんな強がりを言ってもその実は気の小さい善良な人々である。彼らは多くの場合正常な社会生活によって自己主張のできない弱い人々である。また彼らの多くは低い社会階層の人々である。(25~30パーセントが満足な義務教育を受けていない。50パーセントが一定の職業を持っていない。) あるいは反社会的な家庭で不幸な幼年期を過してきた人々である。このような状態であれば刑期を終えたものの70パーセントが再び刑務所に舞い戻ってきたとしても不思議ではない。近代的刑の執行は、幼年期を不幸な環境の中で育って来た犯罪者に、全生涯ではじめて社会的に適応した生活を送らせ、体験させる唯一の機会となるかも知れない。

受刑者の社会復帰や社会化への努力と援助がどの場合にも等しい効果を上げることができないことは明白である。効果を期待できるのは受刑者自身が将来自由な身に留りたいという希望を強く持っている場合で、その性格

や人格がそれを可能にするであろう場合である。これまでの経験はいくらか希望をもつことを許してくれるようである。ハンノーバー市では社会復帰の努力がなされてから舞い戻りのケースは70パーセントであったものが30パーセントまで小さくなっている。もしこの結果を信じてよいとすれば、適当な法的な規則が設けられた暁には舞い戻りのケースは半分以

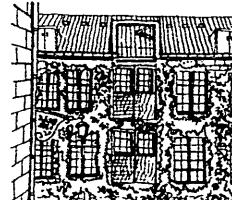
下に抑えられると信じて良いであろう。そうなればただ犯罪者のためにだけでなく社会全体にとっても非常に有益なことではないだろうか。

Deutscher Sozialbericht, No. 6, 1970, SS. 3 ~12.

(春見静子 上智大)

白人と黒人の児童福祉

(イギリス)



ブラッドフォードはよく知られているように、かなり多数の移民による黒人人口を有している。これらの人々は、インド人、パキスタン人、西インド諸島および西アフリカの黒人その他である。文化的その他の理由から、男子移民の多数は独身かまたは結婚していても配偶者を連れて来ていない。独身の黒人女

子が移民の目的で英国へ来ることは珍しく、

1966年より1969年に至る3年間に児童部で保護措置された児童数の

児童1,000人当りの比率

したがって女子よりも男子移民の黒人の数がはるかに多い。この結果の一つとして、ブラッドフォードには、正式の婚姻によるものおよび婚姻外によって生れた黒人と白人の混血児の数が多い。これらの黒人、白人、混血の児童の各グループの間に、児童部のサービスの利用状況の違いがあるであろうか。これらのグループはそれぞれ異なった問題を持つのではないか。また保護を受ける年齢や期間、そしてその収容保護にも異なる方法を必要とするのではないか、ということを確かめようと試みたのである。データは1966年3月31日から1969年3月31日までの3か年間のブラッドフォード児童部の記録から集められ、1966年の国勢調査、法務省の統計等を含む種々の資料が基礎的情報として用いられた。

混血児童は他の二つのグループにくらべ

保護を受けた年令	白人児童	黒人児童	混血児童
5才以下	7,233	6,538	77,949
5才～15才	4,861	2,417	18,788
0才～15才	6,075	4,461	52,22